

○事業税における国外所得等の取扱いについて

平成16年7月28日

税第147号

総務部長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、「事業税における外国所得の取扱いについて(昭和37.1.10 36税第1,031号)」の通達は、廃止します。

別紙

事業税における国外所得等の取扱いについて
(国外所得の算定)

- 1 地方税法(以下「法」という。)の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下「内国法人」という。)で、法の施行地外において事業を営んでいるもの(以下「特定内国法人」という。)の所得割の課税標準は、当該特定内国法人の所得の総額から法の施行地外の事業に帰属する所得(以下「国外所得」という。)を控除して算定するものであること。

(外国の事務所又は事業所)

- 2 内国法人が法の施行地外において事業を営んでいるかどうかは、当該内国法人が外国の事務所又は事業所を有するかどうかによって判定するものであること。
- 3 2の「外国の事務所又は事業所」とは、地方税法施行令(以下3において「令」という。)第20条の2の18に規定する内国法人が法の施行地外に有する恒久的施設に相当するものであること。

なお、恒久的施設の範囲については、法第72条第5号、令第10条及び地方税法施行規則第3条の13の2に規定されているものであること。

- 4 我が国が締結した租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において法第72条第5号イからハまでに掲げるものと異なる定めがあるときは、当該条約の適用を受ける内国法人については、当該条約において恒久的施設と定められたものに相当するものとするものであること。
- 5 外国の事務所又は事業所を設けて事業を行うものであるかどうかについては、一の外国ごとに判定するものであること。したがって、2以上の外国において所得が生じている場合においても、一の外国にのみ外国の事務所又は事業所を設けている場合においては、当該外国にその源泉がある所得のみが国外所得とされ、他の外国にその源泉がある所得は国外所得とはならないものであること。

ただし、一の外国に設けた外国の事務所又は事業所において他の外国における業務も管理していることが次に掲げる事項等により確認できる場合においては、当該地の外国にその源泉がある所得についても、国外所得に含めるものとする。

- (1) 当該他の外国にその源泉がある所得の基因となるべき資産等が当該外国の事務所又は事業所において管理されていること又は当該所得に関する取引等が当該外国の事務所又は事業所の権限とされ、当該外国の事務所又は事業所の従業者により行われていること。
- (2) 当該他の外国にその源泉がある所得に関する収支が当該外国の事務所又は事業所を通じて行われていること。
- (3) その他当該他の外国にその源泉がある所得に関する業務が当該外国の事務所又は事業所において管理されていることが、定款、内規、営業報告書等により明らかであること。

(国外所得の区分計算)

- 6 原則として、次に掲げる場合には、国内の事業に帰属する所得と国外所得とを区分して計算すべきものであること。
 - (1) 内国法人が法人税について法人税法第69条の外国の法人税額の控除に関する事項を記載した申告書を提出している場合
 - (2) 当該外国に所在する事務所等の規模、従業者数、経理能力等からみて、国外所得を区分計算することが困難でないと認められる場合
- 7 国外所得の区分計算については、次の諸点に留意すること。
 - (1) 1の「国外所得」とは、原則として法人税法第69条第4項第1号に規定する「国外事務所等に帰せられるべき所得」と同範囲のものであること。
 - (2) 国外所得の算定については、原則として法人税法第69条の規定による計算の例によって算定するものであること。
 - (3) 航空運送業又は海運業を行う特定内国法人が、当該航空運送業又は海運業に係る所得の総額について総運賃収入金額中に占める外国の事務所又は事業所に帰属する運賃収入金額の割合により区分して国外所得を計算した場合においては、その取扱いを認めるものとする。この場合の所得の総額には、当該特定内国法人が納付した外国の事務所又は事業所の所在する外国の法人税額を損金に算入しないで算定するものであること。
- 8 所得の総額が欠損である事業年度についても、外国に事務所又は事業所がある限り、区分計算(所得の区分が困難である法人にあつては、欠損金額の従業者数による按分)を要するものであること。
- 9 翌事業年度以降において繰越控除が認められる欠損金の額は、欠損金額から法の施行地外の事業に帰属する欠損金の額(所得の区分が困難である法人にあつては、従業者数による按分によって法の施行地外の事業に帰属する欠損金とされた部分の金額)を控除した額に限られるものであること。
- 10 特定内国法人が国外所得を区分計算する場合においては、すべての国外所得について区分計算するものとし、一部の外国について区分計算を行い、他の外国について所得の

区分が困難であるとして、従業者数により按分することは認めないものであること。

- 11 特定内国法人が国外所得を区分計算して申告した場合においては、その後の事業年度分についても、当該外国に所在する外国の事務所又は事業所の閉鎖、組織の変更等特別の事由がある場合を除き、国外所得を区分して申告しなければならないものであること。
(所得の区分計算が困難である場合)

- 12 所得の区分が困難である場合の按分の基礎となる所得の総額については、次の諸点に留意すること。

(1) 特定内国法人が納付した外国の法人税額は損金の額に算入されないものであること。

(2) 繰越欠損金額又は災害損失金額を控除する前の所得金額によるものであること。

- 13 所得の区分が困難である場合の按分の基準となる従業者数については、次の諸点に留意すること。

(1) 外国の事務所又は事業所における現地雇用者の数も含むものであること。

(2) 恒久的施設に相当するもののうち、法第72条第5号ハに相当するものについては、按分の基準となる従業者が存在しないので、按分の計算には含めないものとして取り扱うこと。

(3) 事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者数によるものであること。

ただし、外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)によるものとする。

(4) (3)ただし書の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とすること。

(5) 仮決算による中間申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者数について(3)を適用する場合には、当該特定内国法人の当該事業年度(当該特定内国法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該特定内国法人に係る通算親法人事業年度)開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度とみなすこと。

(国外付加価値額の算定)

- 14 特定内国法人の付加価値割の課税標準は、当該特定内国法人の付加価値額の総額から法の施行地外の事業に帰属する付加価値額(以下「国外付加価値額」という。)を控除して算定するものであること。この場合において、国外付加価値額については、国外所得の取扱いに準じて取り扱うものとするが、所得について区分計算した場合には、付加価

値額についても、区分計算するものであること。

- 15 特定内国法人が法第72条の20の規定による雇用安定控除額の控除(以下「雇用安定控除」という。)を行う場合においては、次の諸点に留意すること。

- (1) 雇用安定控除の適用の有無の判定及び雇用安定控除額の算定の際に用いる収益配分額及び報酬給与額は、それぞれ次に掲げるものであること。

ア 収益配分額 収益配分額の総額から法の施行地外の事業に帰属する収益配分額を控除した金額

イ 報酬給与額 報酬給与額の総額から法の施行地外の事業に帰属する報酬給与額を控除した金額

- (2) 法第72条の19後段の規定により、従業者数による按分によって国外付加価値額を算定した場合には、(1)の法の施行地外の事業に帰属する収益配分額及び報酬給与額についても、それぞれ従業者数により按分すること。

- (3) 国外付加価値額の控除を行った後に、雇用安定控除を行うものであること。

(資本金等の額の算定)

- 16 特定内国法人の資本割の課税標準である資本金等の額は、当該特定内国法人の資本金等の額から、当該特定内国法人の資本金等の額に当該特定内国法人の付加価値額の総額(雇用安定控除を適用しないで計算した金額とする。以下16において同じ。)のうちに国外付加価値額の占める割合を乗じて得た額を控除して算定するものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該特定内国法人(法第72条の19後段の規定により従業者数による按分により国外付加価値額を算定した法人を除く。以下16において同じ。)の資本金等の額から、当該特定内国法人の資本金等の額に外国の事務所又は事業所における従業者数を乗じた額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者数で除して計算した額を控除して算定するものであること。

- (1) 国外付加価値額が零以下である場合

- (2) 付加価値額の総額から国外付加価値額を控除して得た額が零以下である場合

- (3) 付加価値額の総額のうちに付加価値額の総額から国外付加価値額を控除して得た額の占める割合が100分の50未満である場合

- 17 16ただし書の場合において、按分の基準となる従業者数については、所得における取扱いに準じて取り扱うものとする。

(収入金額の算定)

- 18 特定内国法人の収入割の課税標準は、当該特定内国法人の収入金額の総額から法の施行地外の事業に帰属する収入金額を控除して算定するものであること。この場合において、法の施行地外の事業に帰属する収入金額については、国外所得の取扱いに準じて取り扱うものとする。

(個人事業者の国外所得の算定)

19 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で、外国の事務所又は事業所を有するものの法の施行地外の事業に帰属する所得は、特定内国法人の取扱いと同様に所得の総額から控除するものであること。

20 19の適用がある場合において、法の施行地外の事業に帰属する所得の範囲は、所得税法第95条第1項に規定する「その年において生じた国外所得金額」のうち不動産所得及び事業所得に相当するものと同範囲のものとし、同条の規定の適用がない場合においては、所得を区分することが困難な場合として、法人の取扱いに準じ、課税標準の算定期間の末日現在の従業者数により、当該個人の所得の総額を按分した金額とするものであること。

ただし、法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は19の個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該算定期間に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）によるものとする。

21 20ただし書の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とすること。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成18年税第32号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の規定は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。)について適用する。

附 則(平成19年税第278号)

この通達は、平成19年9月30日から施行する。

附 則(平成23年課税第139号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成30年税指第174号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成30年税指第148号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正後の規定は、平成31年1月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

附 則(令和4年税指第16号)

この通達による改正後の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。